

下請法違反になるケース ならないケース

法律で解決!

監修 宮下正彦 弁護士

事例

山口農園のオーナーである山口さんは、無農薬野菜を栽培、販売しています。自社のホームページを作ってネット販売できるようにしようと思いい、地元コンテンツ制作会社に委託して作ってもらいました。しかし、納品されたホームページは期待したほどアクセスが伸びず、山口さんは、このコンテンツ制作会社の作ったシステムが使いにくいように感じたためにこのシステムに不満を持ち、当初その会社の業務担当者に口約束で話していたよりも安い金額で請求書を送ってほしいと告げたところ、そのコンテンツ会社から、下請法に違法する行為であると言われてしまいました。心配になった山口さんは、宮下弁護士を訪ねました。

山口 最初に発注書を作成していなかった私も悪いのですが、今回の場合、出来上がったものがあまりにもお粗末なものでした。ホームページからの注文も増えると思っていたのに、まったく効果がなかったため、支払金額を見直したいと申し出たのですが…。

宮下 よく起こりえるトラブルではありませんね。今回コンテンツ会社の方が指摘しているのは、下請け代金支払遅延等防止法と呼ばれる法律（以下下請法）です。

山口 どのような法律なのですか？

宮下 下請法は、下請取引が公正に行われ、下請事業者の利益を保護する目的で定められ、中小企業庁と公正取引委員会が所管する法律です。下請法の対象となるのは、物品の製造委託または修理委託、情報成果物の作成委託、役務提供委託における親事業者と下請事業者との間のトラブル（代金未払い、受領拒否など）などです。

下請法が適用になる前提として、下請事業者の資本金が一〇〇〇万円以下の場合には親事業者の資本金が一〇〇〇万円超五〇〇万円以下、または、下請事業者の資本金が五〇〇万円以下の場合には親事業者の資本金が五〇〇万円超であることがあります。

下請法に違反した場合、五〇万円以下の罰金が科せられるほか、発注金額を値下げしたことにより下請事業者が受けた損害を回復させるための措置等が執られます。しかし、今回の山口さんの場合、下請法が適用される対

象とは考えにくいと思います。
山口 そうなんですか…。でも、今回はなぜ下請法の適用対象にならないのでしょうか？

宮下 今回のようなホームページなどの作成業務を委託する場合、それが無償か有償かによって、下請法の対象となるかどうかについて微妙に差がある場合があるので、以下、見ていきましょう。

下請代金法の対象になる条件

宮下 無償で配布する商品カタログや販促用のポスター原画、チラシ原稿、お客様が無料で閲覧できるホームページなどの作成を他の事業者が委託する場合は、下請法の対象とはなりません。

ただし、ご注意ください点として、これらの制作物を継続的に作成する必要がある事業者が、それらを他の事業者が毎回作成してもらった場合は、情報成果物作成委託または製造委託とみなされるので、下請法の対象となります。

なお、ホームページ上で有償で提供するコンテンツ（画像などの作成を他の事業者に委託する場合、この画像は「情報成果物」であり、これを有償で提供しようとするものです。このため、この委託は情報成果物作成委託に当たり、下請法の対象となります。情報成果物の内容として、下請法

は①プログラム（電子計算機に対する指令）、②映画、放送番組その他映像または音声その他の音響により構成されるもの、③文字、図形若しくはこれらの結合またはこれらと色彩との結合により構成されるもの、④前記に掲げるもののほか、これらに類するもので政令に定めるものと定められています。

情報成果物委託として考えられるケースとしては、例えば①電子機器メーカーが、消費者に販売する家電製品に内蔵される電子メモリーの開発をプログラム開発業者に委託する場合や、②ホームページなどの作成を行うコンテンツ作成会社が、業務多忙のため、自社で使用するホームページの作成の一部を他のコンテンツ作成会社へ委託する場合などが考えられます。

山口 下請法の対象になるその他の条件はあるのですか？

宮下 製造委託、修理委託及び役務提供委託、があります。製造委託は、あるメーカーが下請事業者が製品の製造などを委託することを言います。修理委託は、例えば靴の修理などを事業とする親事業者が、修理の全部または一部を下請事業者に委託することを言います。役務提供委託は、例えば運送事業者が請け負った運送の一部を別の運送事業者に委託するような場合がこれに該当します。

山口 私の会社の場合、事業内容には無農薬野菜からつくるスープやソースの製造などもあり、外注委託する場合もあるので、注意しなくては下請法の製造委託に該当してくるおそれがあるかもしれませんね。

宮下 そうですね。次に、発注に際して発注書に盛り込むべき諸点をみていきましょう。

※下請法に抵触するおそれのある親事業者の禁止事項については、二〇〇七年一月二月号の記事をご参照ください。